

平成 29 年度 6 月 韮崎市農業委員会 農地部会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 6 月 23 日 (金) 13:30~14:30

2. 開催場所 韮崎市役所 別館 201 会議室

3. 出席委員 (24 人)

2 番	横内 守夫	15 番	内藤 充
3 番	横内 佳昭	16 番	横森 金藏
4 番	小室 裕邦	17 番	中込 行雄
5 番	相山 泰	18 番	伊東 竹代
6 番	田中 俊一	19 番	小泉 晴利
7 番	石合 之貴	20 番	望月 由勝
8 番	柳本 進	21 番	保坂 今朝利
9 番	湯舟 征夫	22 番	遠藤 章
10 番	小田切 博道	23 番	上村 武男
11 番	樽林 一孝	25 番	山本 昭
12 番	廣瀬 勝典	26 番	中川 一穂
14 番	伊藤 啓子	28 番	中島 尚武

欠席委員 (3 名)

1 番	橋本 さゆり	13 番	小林 徹
24 番	大柴 義克	27 番	杉本 勝

4. 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名	
第 2	会議書記の指名	
第 3	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による申請の承認について	2 件
	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による申請の承認について	2 件
	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について	4 件
	議案第 4 号 経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地 利用集積計画の承認について	5 件
	議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条 第 3 項の規定による農用地利用配分計画 (案) の 意見聴取について	2 件
	議案第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	1 件

5. 農業委員会事務局職員

書記次長	飯野 一伸
書記 (主幹)	柵 喜美子

6. 会議の概要

事務局次長

只今から平成 29 年度 6 月韮崎市農業委員会、農地部会を開会いたします。はじめに、中島会長よりあいさつをお願いします。

会 長

(会長あいさつ)

事務局次長

次に小田切農地部会長よりあいさつをお願いします。

小田切農地部会長

(部会長あいさつ)

議 長

各委員におかれましてはご苦勞様でございます。只今より農地部会をはじめます。委員各位のご協力をお願いします。

事務局次長

それでは、会議規則により小田切農地部会長に議事の進行をお願いします。

議 長

本日、出席委員は 16 名中 14 名で、定足数に達しておりますので農地部会は成立しております。次に、韮崎市農業委員会会議規則第 2 2 条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

では、7 番 石合委員、8 番 柳本委員をお願いいたします。会議書記には事務局職員の飯野氏と柗氏を指名いたします。

なお、韮崎市農業委員会会議規則第 1 2 条により農政部会委員の出席を許可します。そして、発言についても同会議規則第 1 3 条に基づき議長が指名することで発言してください。それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いします。

事務局次長

それでは概要説明に入らせていただきます。

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による申請の承認について	2 件	2, 076 m <sup>2</sup>
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による申請の承認について	2 件	1, 436 m <sup>2</sup>
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	4 件	5, 127 m <sup>2</sup>
議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の承認について	5 件	16, 045 m <sup>2</sup>
議案第 5 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について	2 件	12, 840 m <sup>2</sup>
議案第 6 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	1 件	920 m <sup>2</sup>

次に、会務報告ですが、6 月 7 日、山梨県農業会議常設常任議員会議に中島会長が出席しました。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが2件であります。

受付番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

議 長

これより質疑に入ります。質問、意見等がございますか。

(質問意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、受付番号1番と2番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号、受付番号1番から2番は原案のとおり承認いたしました。

議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集2ページをご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は2件であります。

受付番号1番（土地の所在・申請人についての説明）JR穴山駅西150mで農地造成のための一時転用の申請であります。

受付番号2番（土地の所在・申請人についての説明）受付番号1番に隣接しており農地造成・進入路のための一時転用の申請であります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からの報告になります。

受付番号1番・2番について、小泉委員をお願いします。

小泉委員

1番ですが、申請地は荒廃しており、周辺農地の宅地化はされておらず、今後の耕作地としての利用価値は造成すればある程度あると思いますので許可相当と思います。

次に2番ですが、申請地はある程度管理されていますが、農産物等の生産はなされていません。周辺は宅地化はされておらず耕作地としての利用価値はあると思います。今回の転用目的が隣接する農地の造成のための進入路ということで許可相当と思われます。

議 長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、受付番号1番、2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号、受付番号1番、2番については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は4件であります。

受付番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は葦崎インター南側500mで駐車場の一時転用の申請です。

受付番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は葦崎中央公園北220mで資材置場の申請です。

受付番号3番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は県道にある小桐橋すぐの北側で、資材置場の申請です。

受付番号4番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は県立北病院北350mで太陽光発電施設の申請です。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、各地区担当委員からご報告をお願いします。

受付番号1番について、柳本委員をお願いします。

柳本委員

申請地は荒廃しており、農地としての利用価値はないと思います。一時転用でシートを敷いて碎石を敷き行うとのことなので許可相当と思います。

議 長

次に、受付番号2番について、上村委員をお願いします。

上村委員

申請地は管理は行き届いており、今後の農地としての利用価値はあると思います。周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

次に、受付番号3番について、横森委員お願いします。

横森委員

申請地は、長年放置されており農地としての利用価値はないと思います。周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

次に、受付番号4番について、湯舟委員お願いします。

湯舟委員

申請地は、よく管理されており今後の農地としての利用価値はあると思います。周辺農地についても影響がなく、周辺住民の同意を得ていることから許可相当と思います。

議 長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議 長

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集4ページをご覧ください。葦崎市農用地利用集積計画の承認を求められています。新規の利用権設定の計画が2件、再設定の計画が3件です。

受付番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃借料:10,380円/10a、作物:水稲、期間:3年、再設定です。

受付番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃借料:21,231円/10a、作物:柿、期間:5年、再設定です。

受付番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃借料:30,000円/10a、作物:桃、期間:5年、再設定です。

受付番号4番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃借料:13,319円/10a、作物:さ

つまいも、期間：20年、新規設定、農地中間管理事業です。

受付番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料：3,333円/10a、作物：野菜、期間20年、新規設定、農地中間管理事業です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長

これより、質疑に入ります。

（発言なし）

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、受付番号1番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第4号、受付番号1番から5番は原案のとおり承認いたしました。次に、議案第5号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案集8ページをご覧ください。農用地利用配分計画（案）について2件の意見を求められております。

受付番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料13,319円/10a、作物はさつまいもで期間20年です。

受付番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料3,333円/10a、作物は野菜で期間20年です。

議長

これより、質疑に入ります。

（発言なし）

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、受付番号1番、2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第5号、受付番号1番、2番について、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

《事務局説明》

議 長

議案第6号は通知のため質疑は省略します。

以上で、本日の議案の審議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長

それでは、以上をもちまして平成29年度6月葦崎市農業委員会農地部会を閉会いたします。

事務局長

湯舟農地部長職務代理閉会のあいさつをお願いします。

湯舟委員

あいさつ

事務局長

ありがとうございました。

議事に参与した者の職、氏名

飯野 一伸 書記

梶 喜美子 書記

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_